

# 学生支援の手引き



学校法人 芦屋学園

芦屋大学

# 学生支援の手引き

## 目次

豊かな学生生活のために

- 1 学生支援基本方針
- 2 合理的配慮について
  - (1) 合理的配慮とは
  - (2) 合理的配慮の申請について
  - (3) 合理的配慮の具体例
- 3 学生支援の概略図及び支援を必要とする学生への周知
- 4 合理的配慮に関しての手続き書類



# 豊かな学生生活のために

## ～支援や助言を受けたい方へ～

芦屋大学では、大学で学ぶ皆さんの生活を支えるために、様々な支援を行っています。困っていること、悩んでいること、支援を受けたいことがありましたら、積極的に連絡してみてください。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・授業中にノートをとることができない。</li><li>・教室移動時等に支援が欲しい。</li><li>・授業の映像がよく見えない。</li><li>・音声聞き取れない。</li><li>・グループワークが苦手で参加したくない。</li><li>・授業の内容が理解できない。</li><li>・大きな音、うるさいのが苦手。</li><li>・リモートの授業・レポート作成に苦慮している。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・友達がいない、うまく話せない。</li><li>・からかいを受けることがある。</li><li>・友達との付き合い方が分からない。</li><li>・友達とのトラブルが多い。</li><li>・人が怖い。</li><li>・学校に行きたくない。行けない。</li><li>・将来が不安、気持ちが晴れない。</li><li>・落ち着かない、イライラする。</li><li>・自分の適職が分からない。</li></ul> |
|---|---|

以上のような身体上の課題、発達障害等心理的・精神的な課題に関しては健康管理センター、教育相談所で相談に応じます。健康管理センター・教育相談所は連携し対応します。

また、教育相談所では、カウンセリングルーム、居場所・交流の場としての「ほっとルーム」を運営し、必要に応じ、ソーシャルスキルトレーニング等を実施します。また、就職部と連携し、就労支援相談を行っています。

年間を通じて特別な配慮が必要な場合は、次ページからの方針に基づいて、協議しつつ対応し、より有意義な学生生活を送ることができるよう支援します。

相談内容	相談部署	電話 0797-32-0661
心身の健康に関する相談	健康管理センター(セミナーセンター)	
教育課程等講義に関する相談	教務部 (本館・5号館)	
教職に関する相談	教職支援室 (本館・5号館)	
奨学金等経済面に関する相談	学生部 (本館・5号館)	
就労に関する相談	就職部 (本館・5号館)	
大学生活全般についての相談	教育相談所 (セミナーセンター)	
留学生の相談	国際交流センター(本館・5号館)	



本館(5号館)〈1階学生部等〉



セミナーセンター〈健康管理センター(2階)  
教育相談所(3階)〉

## 1 学生支援基本方針

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が平成 28 年 4 月より施行され、すでに数年が経過しました。障害のある人も、ない人も共に暮らせる社会を目指し、「不当な差別的扱いの禁止」と「合理的な配慮の提供」を求めています。これらを実際実現するための法律で、現在、社会全体で定着しつつあります。

学校法人として本大学では「不当な差別的な取り扱いの禁止」については『義務』、「合理的配慮」について、現状では『努力義務』となっていますが、法律の規定に関わらず、学生一人一人の個性を重んじ、学生が平等に学び、豊かな学生生活を送ることができるよう、できうる限りの努力をする必要があると考え、実践しています。

## 2 合理的配慮について

### (1) 合理的配慮とは

合理的配慮とは、下記に定義されていますように、障害者から、何らかの助けを求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な便宜を提供することです。合理的配慮は、障害者一人一人の必要性や、その場の状況に応じた変更や調整など、それぞれ個別の対応となります。

「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」 障害者権利条約 第 2 条
---

合理的配慮は法による規定ですが、本来、学生一人一人の平等に学ぶ機会が制限されることのないよう配慮は行っています。

しかし、それは教育や評価の基準を変えることではなく、また、他の学生に多大な影響を及ぼすような教育の変更をもたらすものではありません。

### (2) 合理的配慮の申請について

予め、合理的配慮についての申請が必要と推測される場合は相談の機会を設け、必要とする支援について申請者等の提出を案内します。

申請書等の申し入れがない場合においても、授業を進める中で特別に配慮が必要と思われる学生については相談の機会を設け、必要な支援について検討します。

### (3) 合理的配慮の合意形成

大学は申請に基づき、双方で検討の上、合理的配慮について合意の形成に努めます。合意形成の際、必要に応じて専門家等の第三者意見を参考にします。

合意の形成に基づき、具体的な配慮・支援を実施します。その実現のために各部署に

対し、合意形成の内容について周知し、連携して対応します。

(4) 合理的配慮対象者

合理的配慮の対象者は、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生です。

(5) 合理的配慮の具体例

合理的配慮の具体例としては内閣府「合理的配慮サーチ」で確認願います。

([https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/cases/case\\_0067.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/cases/case_0067.html))

以下は本学の場合の具体例です。

① 肢体不自由

本学の場合、各講義室への出入はスロープの設置、エレベーターの設置でバリアフリーの状況にあります。(一部指導教官室への出入には不便な状態があるため、配慮が必要です)

教室内での位置については予め検討しておきます。単独移動が困難な場合の援助者を予め決め対応します。

② 聴覚障害

聴覚に障害がある場合、聴覚障害の程度とその後の聴能訓練の状況により学生の状況は大きく変化しますので、座席の工夫、音声機器の有効利用等、単に聴覚レベルのみでなく、プリントの配布等も含め、総合的な見地からの配慮が必要となってきます。

③ 視覚障害

聴覚障害同様、視力の状況により見え方は異なっています。個々の状況を把握し配慮します。校内や教室内の状況については丁寧に伝えるよう配慮します。また、視覚情報を提示する際には、ことばによる説明加えるなど、視覚情報以外の伝え方に配慮します。

④ 発達障害及び精神障害

身体障害の方々に対する合理的配慮には物理的なレベルでの合理性があり、客観的に支援の目安が得やすい状況ですが、発達障害の方々の場合、多様な行動上の特性があり、合理的な配慮に関する判断に戸惑うことが多い状況があります。単に診断名のみで判断することなく、一人ひとりの状況を十分に聴取し理解したうえで支援を進めます。配慮は様々な面で行われていますが、基本的には指導する側の障害理解が重要なポイントになると考えています。

以下は大学等での対応で、一般に行われている配慮の具体例です。

- ・聞きとり困難 →録音許可・ノートテイクの利用
- ・パニック →保健室の利用許可・昼食場所の確保
- ・発表が苦手 →レポートや録画による発表

- ・聴覚過敏 →座席の配慮・ヘッドフォンの使用許可・大音響の際の退出許可
- ・視覚過敏 →座席の配慮・サングラスの装用許可
- ・授業内容の理解困難 →視覚的プレゼンテーション・別添え資料
- ・書字能力が弱い →授業内容についてのレジメ配布 黒板の撮影許可
- ・グループワークが苦手 →レポートで代用、グループ割についての配慮
- ・レポートがまとめられない →レポートのひな型提示
- ・LD(読字障害) →別室受験・代読・時間延長 1.3 倍 等々

発達障害の場合、明らかな障害がある状況ではなく、体験を重ねることで学ぶことも多く、成長も見られます。そのため、合理的な配慮が学ぶチャンスをつぶす結果になる場合もないとは言えません。目先の対応にこだわるのではなく、社会的な自立を目指して、どのような配慮が必要か、個々のケースで考えていく必要があると考えています。

精神障害の場合は特に、保護者や医療機関との連携が必要です。症状の変化に伴って対応を変えることが必要になる場合もあります。綿密に連携することが望まれます。

#### ⑤ その他

上記障害のほか、病弱・高次脳機能障害等、様々な障害がありますが、いずれにしましても学生・保護者との連携を密にし、第三者の意見を組み入れ、個々の状況に応じて配慮・支援を進めます。

### 3 学生支援の概略図及び支援を必要とする学生への周知

#### (1) 学生支援の概略図

図1は学生支援に関する流れを概略的に図示したものです。

学生支援の統括は学生部が担当しますが、具体的支援活動についての窓口は健康管理センター及び教育相談所に置きます。支援要望書は教育相談所に提出します。

また、その他、学生支援部門の各課はそれぞれの職務内容に関連した合理的配慮等、障害学生等の学生に対して必要な対応を検討し、実践します。

教育相談所は相談・カウンセリング及び発達障害学生等の居場所づくりや指導を担う『ほっとルーム』の運営に当たります。

#### (2) 支援を必要とする学生への周知

大学のホームページには、支援や助言を受けたい学生に対する案内及び合理的配慮申請についての案内等を「学生支援の手引き」として掲載するとともに、各部署で必要に応じ逐次案内をします。

## 4 合理的配慮に関する手続き書類

合理的配慮を実行する場合、必要に応じ、学生から提出された以下の書類を利用します。ごく日常的な合理的配慮に関しては必ずしも書類を整える必要はありません。

### (1) 手続き書類

- ① 支援要望書(別紙)
- ② 個人情報使用承諾書(別紙)
- ③ 学生についての配慮依頼(別紙)

事前に当事者と相談し合意の上、必要な配慮事項について、各担当者に情報を提供します。申請は教育相談所で受け付けます。

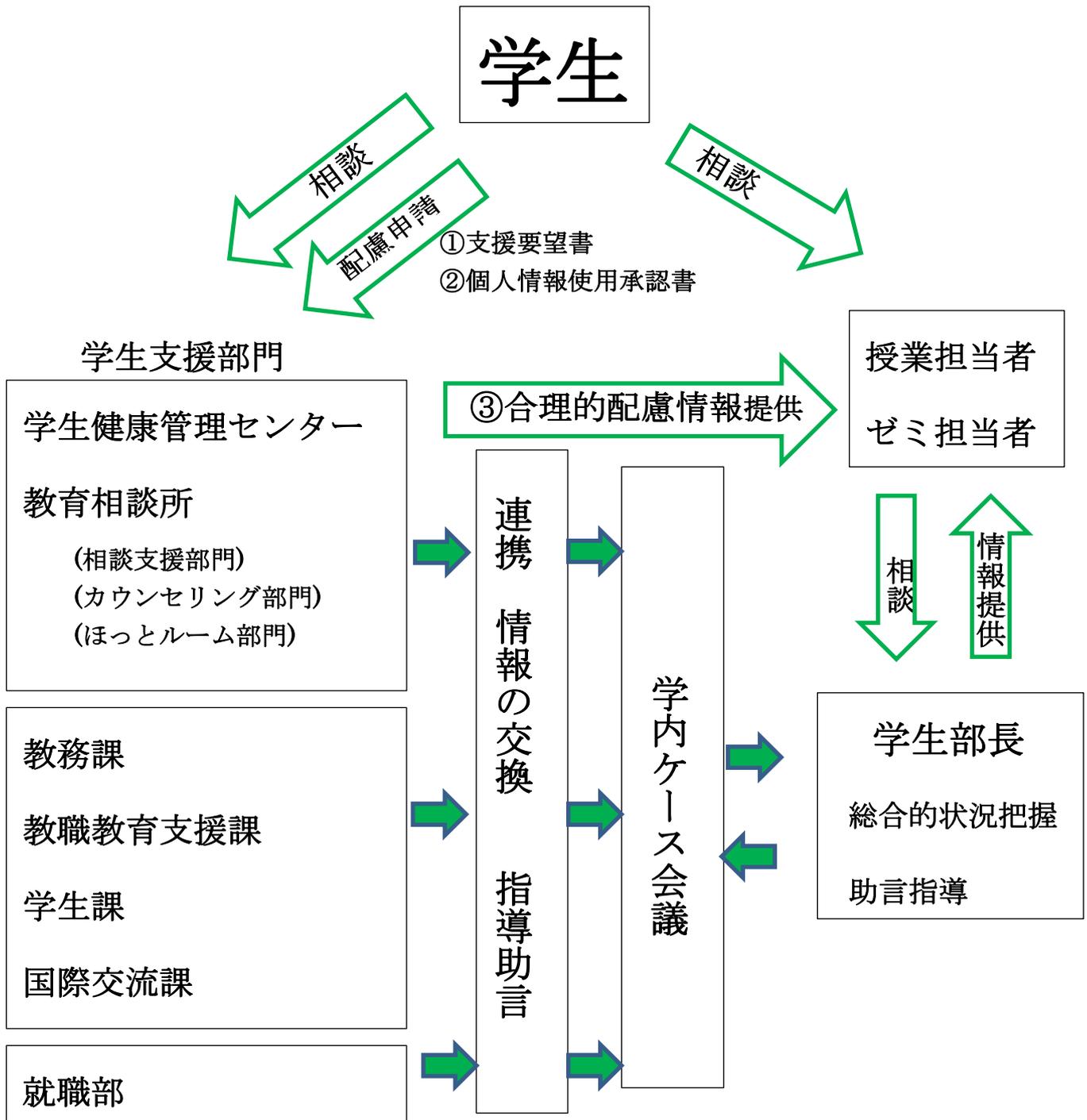
### (2) 記録

ごく日常的な配慮以外の合意のものの対応については個人記録として保存します。



図1

# 芦屋大学における合理的配慮等学生支援体制の概要



- 学生健康管理センターは  
日常の学生の健康管理活動と共に、学生の心身の健康についての相談を受けます。具体的には教育相談所と連携しつつ支援を行います。
- 教育相談所は  
教育相談に応じると共に、カウンセリングの案内、ほっとルームでの交流、就職部との連携による就労支援・ソーシャルスキルトレーニング等の活動について案内をします。
- 特別な合理的配慮についての申請は教育相談所で受け付けます。

①

令和 年 月 日

芦屋大学 学長 殿

## 支援要望書

芦屋大学における修学に際して、以下の点について支援を要望します。

(授業における支援・修学上の人的支援・施設設備上の支援)

学生	氏名		男・女	学籍番号	
	学部 学科	学部 学科	電話番号	本人： 保護者：	
	住所	〒			

障害名	
状況	
希望する 支援内容	希望する内容については、できるだけ具体的に記入願います。

障がいの内容や程度がわかる書類(診断書、障害者手帳、高校等での個別の教育支援計画書等)を添付してください。

②

令和 年 月 日

芦屋大学 学長 殿

(住所) \_\_\_\_\_

(学籍番号) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

(学部・学科) \_\_\_\_\_

## 個人情報使用承諾書

私は、芦屋大学において、修学に際して支援を要望するにあたり、個人情報の取り扱いについて、以下の事項を確認の上、共有することを承諾します。

### 1) 個人情報保護管理者

芦屋大学 教育相談所 所長 三浦 正樹

芦屋大学 学生部 部長 中村 卓司

電話番号 0797-23-0661(代表)

### 2) 個人情報の使用目的

①修学上の配慮に関する検討

②就職活動の支援に関する検討

### 3) 個人情報の提供に関する事項

提供の目的: 上記の使用目的に同じ

提供する個人情報: 氏名・学籍番号・郵便番号・住所・電話番号・生年月日・性別

身体に係る情報・障がいの内容や程度がわかる書類(診断書、障害者手帳、高校等での個別の教育支援計画書等)

提供先: 修学上の支援に係わる教員、職員

提供の手段: メール送信もしくは持参

### 4) 芦屋大学が保有する個人情報は、その保護について充分配慮し、責任をもって取り扱います。

芦屋大学では、「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」の施行に基づき、特別に支援を必要とする学生の方々に、より豊かな学生生活を送っていただくため、その要望に応じ、適切で合理的な配慮を検討し提供します。その際、要望書等の個人情報を支援に係わる教員、職員が共有します。本承諾書は、この点について、本人と保護者の承諾を確認する書類です。

③

令和 年 月 日

担当教員 職員 様

芦屋大学  
学長 窪田 幸子

### 合理的配慮についてのお願い

下記の学生について授業等に出席する場合、以下の点でご配慮くださいますよう、お願い申し上げます。

氏名	
学部 学科	
診断名	
現在の状況	
合理的配慮	

※合理的配慮に関する問い合わせ先: 芦屋大学 学生部 0797-23-0661